7　470MHzを超え2,450MHz以下	9　無線測位局 [(1)~(6)　略] (7)　その他の無線測位局（注29）	[略]
[8・9　略]		
[10~13　略]		

[注1~28　略]

29　無線測位局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯は、総務大臣が別に定める。

[削る]

[削る]

[削る]

[30~57　略]

7　470MHzを超え2,450MHz以下	9　無線測位局（注29） [(1)~(6)　同左] (7)　その他の無線測位局	[同左]
[8・9　同左]		
[10~13　同左]		

[注1~28　同左]

29　次に掲げる送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1)　船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

(2)　捜索救助用レーダートランスポンダ

(3)　10.5GHzから10.55GHzまで又は24.15GHzから24.25GHzまでの周波数の電波を使用する無線標定業務の無線局の送信設備

[30~57　同左]

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第五号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

外務大臣　河野　太郎

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一章　内部部局等	**第一章**　内部部局等
第三節　アジア大洋州局	**第三節**　アジア大洋州局
（地域調整官及び企画官）	（企画官）
第十七条　北東アジア第一課に、地域調整官一人及び企画官一人を置く。	**第十七条**　地域政策課に、企画官一人を置く。
2　地域調整官は、命を受けて、北東アジア第一課の所掌事務のうち特定の地域に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。	［新設］
3　企画官は、命を受けて、北東アジア第一課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	［削る］
（企画官）	［削る］
第十八条　北東アジア第二課に、企画官一人を置く。	
［削る］	
2　企画官は、命を受けて、地域政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	
（日韓経済室及び地域調整官）	
第十八条　北東アジア課に、日韓経済室及び地域調整官一人を置く。	
2　日韓経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一　大韓民国に関し、経済に関する外交政策に関すること。	
二　大韓民国に関し、経済に関する政務の処理に関すること。	
3　日韓経済室に、室長を置く。	
4　地域調整官は、命を受けて、北東アジア課の所掌事務のうち特定の地域に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。	